

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 役員にかかる生命保険料の取扱い

Q. 当社では、役員を被保険者とする養老保険に加入することを検討しています。保険料の取扱いはどうなりますか？

A. 契約形態によって違いますので注意してください。

会社が役員又は特定の使用人を被保険者とする生命保険に加入する場合は、契約形態及び保険の種類によって保険料の処理が異なりますので、十分注意が必要です。

【養老保険の場合】

養老保険とは、貯蓄性の高い生命保険で、満期保険金がある保険ですが、養老保険の保険料は、次のような取扱いになります。。

① 契約者=会社、被保険者=役員、受取人=役員又は役員の遺族の場合

会社が支払う保険料は、役員に対する給与となります。

② 契約者・受取人=会社、被保険者=役員の場合

会社が支払う保険料は、資産計上することになります。

③ 契約者=会社、被保険者=役員、満期保険金受取人=会社、死亡保険金受取人=役員の遺族の場合

会社が支払う保険料のうち、2分の1は資産に計上し、残りの2分の1はその役員に対する給与となります。通常の給与と合算して過大給与となればその分は損金の額に算入されません。

役員の給与とみなされた場合、保険料の金額に変動がなければ定期同額給与とみなされ損金に算入されます。<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5202.htm>

厚生年金保険で標準報酬月額の対象となる報酬は、次のいずれかを満たすものです。

① 被保険者が自己の労働の対償として受けるものであること。

② 事業所から経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計にあてられるもの。

となっており、生命保険料の経済的利益については明記されいません。

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150515-01.html>

所得税

★ 給与と請負の違い

Q. 給与と請負だと税務の取扱いが違うそうですが、給与と請負はどう違うのですか？

A. 建設業などで作業を行う場合、作業の報酬が給与なのか請負（外注）なのかで支給を受ける場合の所得区分が異なり、給与は給与所得、請負は事業所得に該当し、所得計算の方法が違いますので両者は明確に区分しなければなりません。

両者の区分のポイントは、給与所得が「非独立的、従属的労働の対価」であるのに対し、事業所得は「自己の計算と危険において行われる経済活動としての事業から生ずる所得」であることですが、実務的には次の事項を総合的に勘案して判定することとされています。

- ① 契約内容が他人の代替を容れるかどうか(代替不可の場合は給与所得)
- ② 仕事の遂行に当たり、個々の作業について指揮監督を受けるかどうか(指揮監督を受ける場合は給与所得)
- ③ 引渡しが終わっていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等において、その者が権利として報酬の請求ができるかどうか(請求ができる場合は給与所得)
- ④ 所得者が材料を提供するかどうか(材料が無償支給されている場合は給与所得)
- ⑤ 作業用具が供与されているかどうか(供与される場合は給与所得)

そこで、給与となれば支払う側の源泉徴収義務と社会保険の加入義務が生じてきて、社会保険に加入でき確定申告の必要がなくなります。

一方、請負（外注）となれば支払う側は事業としての対価になりますので消費税の課税対象取引になり仕入控除の対象になります。この場合は源泉徴収義務、社会保険加入義務は生じてきませんので、支給を受ける者は自身で健康保険及び国民年金の加入と確定申告が必要になってきます。

近年建設工事現場への作業者に社会保険番号の確認が義務付けられてきて、外注ではなく雇用にして社会保険に加入して現場に入らざるを得ず下請け業者の経費負担による利益の圧迫が多くみられてきています。

政策により雇用にすれば社会保険料、消費税の負担が生じ、外注にすれば現場に入れないという矛盾が生じているように思えます。

★ 青色申告特別控除の改正

Q. 平成30年の税制改正では、青色申告特別控除が見直されるとか。どのようになるのですか？

A. 所得税では、青色申告者に対して所得金額から最高65万円又は10万円を控除する青色申告特別控除という特典を設けています。

今年度の税制改正では、このうち65万円の青色申告特別控除の控除額を55万円に引き下げるとい改正が盛り込まれています。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、控除額を65万円としています。

- ①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること
- ②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書をその提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

なお、この青色申告特別控除の適用を受ける要件は次のとおりです。

- ①不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- ②これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳していること
- ③②の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

ついに、国税が飴と鞭をうってきました。

国税職員の入力作業を省ければ（e-TAX）特別控除を認めてあげると！

消費他

★ 消費税の仕入税額控除を受けるには

Q. 消費税で仕入税額控除を受けるには、領収書等を保存しておかなければならないようですが、どういったものを保存しておいたらいいのですか？

A. 一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存しておかなければなりません。

事業者が課税仕入れ等の税額控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合、その保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入に係る消費税額の控除の規定は適用されないとされています。そして、この場合の帳簿及び請求書等は次の事項が記載されたものとされています。

① 帳簿

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名及び名称
- ・ 課税仕入れを行った年月日
- ・ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ・ 課税仕入れに係る支払対価の額

② 請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、事業者に交付した請求書、納品書その他これに類する書類で一定の事項が記載されたもの
- ・ 仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で、一定の事項が記載されたもの

なお、帳簿及び請求書は、課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所等に保存しなければなりません。

元帳の摘要欄はしっかりと記載する必要があります。